

建築物省エネ法 省エネ適判申請手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条及び第12条関係

【住宅】 戸数区分

(単位:円)

区 分 (申請住戸の数)		【性能基準】	【仕様基準】	【仕様・計算併用 基準】
1戸	～200㎡未満	41,700	21,500	31,200
	200㎡～	46,600	23,100	34,500
2	～ 4戸	83,900	40,200	62,000
5	～ 15戸	139,900	69,500	104,300
16	～ 45戸	238,300	125,800	181,600
46	～	341,700	190,400	265,700

【非住宅】 延べ面積区分

(単位:円)

区 分(面積)	【モデル建物法】		【標準入力法・主要室入力法】	
		工場等減額措置 (エネルギー消費性能の 評価等なし施設共)		工場等減額措置 (エネルギー消費性能の 評価等なし施設共)
～ 300未満	105,700	23,100	275,600	28,000
300 ～ 1000未満	134,400	32,400	345,200	37,700
1,000 ～ 2000未満	176,900	45,800	445,500	52,300
2,000 ～ 5000未満	286,100	115,400	635,700	123,500
5,000 ～ 10000未満	373,500	173,600	782,900	182,500
10,000 ～ 25000未満	448,800	215,700	925,400	225,400
25,000 ～	526,400	267,500	1,055,600	278,800

※変更認定及び軽微な変更証明は新規認定手数料の1/2 (100円未満は四捨五入)

※工場等減額措置の対象用途

- 工場 ○危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場
- 倉庫 ○卸売市場 ○火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- その他これらに類する用途

建築物省エネ法・エコまち法 認定申請手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条関係

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条関係

【住宅】戸数区分

(単位:円)

区分 (申請住戸の数)		(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合	(事前審査なし)		
			【性能基準】	【仕様基準】	【仕様・計算 併用基準】
1戸	～200㎡未満	6,100	41,700	21,500	31,200
	200㎡～	6,100	46,600	23,100	34,500
2	～ 4戸	11,900	83,900	40,200	62,000
5	～ 15戸	25,000	139,900	69,500	104,300
16	～ 45戸	55,400	238,300	125,800	181,600
46	～	99,000	341,700	190,400	265,700

【非住宅】延べ面積区分

(単位:円)

区分 (面積)		(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合	(事前審査なし)			
			【モデル建物法】		【標準入力法・主要室入力法】	
					工場等減額措置 (エネルギー消費性能 の評価等なし施設共)	
	～ 300未満	11,800	105,700	23,100	275,600	28,000
300	～ 1000未満	20,300	134,400	32,400	345,200	37,700
1,000	～ 2000未満	32,800	176,900	45,800	445,500	52,300
2,000	～ 5000未満	97,600	286,100	115,400	635,700	123,500
5,000	～ 10000未満	154,200	373,500	173,600	782,900	182,500
10,000	～ 25000未満	194,700	448,800	215,700	925,400	225,400
25,000	～	243,200	526,400	267,500	1,055,600	278,800

※変更認定は新規認定手数料の1/2 (100円未満は四捨五入)

※事前審査あり：以下の書面により省エネ誘導基準への適合が確認できる場合

○住宅性能評価書 ○BELS評価書

○登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査適合証

※工場等減額措置の対象用途

○工場 ○危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場

○倉庫 ○卸売市場 ○火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

○その他これらに類する用途